

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成28年4月22日
【会社名】	オーエス株式会社
【英訳名】	OS CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 高 橋 秀 一 郎
【本店の所在の場所】	大阪市北区小松原町3番3号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記の場所で行って おります。)
【電話番号】	—
【事務連絡者氏名】	—
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区角田町1番1号(東阪急ビル内)
【電話番号】	06(6361)3554(代表)
【事務連絡者氏名】	執行役員 土 井 雄 二 郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成28年4月21日開催の当社第98回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年4月21日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金2円50銭 総額39,592,673円

ロ 効力発生日

平成28年4月22日

第2号議案 定款一部変更の件

変更の理由

(1)取締役会の監督機能の一層の強化とガバナンスのさらなる充実の観点から、監査等委員会設置会社へと移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行う。

(2)取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の限度において責任を免除することができる旨、ならびに今後も継続的に業務執行の監督を行うのに相応しい人材を確保し、その役割を十分に発揮できるよう、業務執行を行わない取締役と責任限定契約を締結できる旨の規定を新設する。

(3)経営の監督と執行の分離を目的として執行役員制度を導入することを明確にするため、取締役会が執行役員を選任できる旨、ならびに執行役員の中から役付執行役員を選定できる旨の規定を新設する。また、当該規定の新設に伴い、役付取締役の規定を一部変更するとともに、取締役の員数の上限を減少させる。

(4)条文の新設・削除に伴い条数の変更を行う。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として、山内芳樹、千田 論、高橋秀一郎、藤原 聡の4名を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

監査等委員である取締役として、外子浦孝行、沖本友保、能上尚久、石原真弓の4名を選任する。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額決定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を、月額10,000千円以内と定める。なお、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとする。

第6号議案 監査等委員である取締役の報酬額決定の件

監査等委員である取締役の報酬額を、月額3,000千円以内と定める。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	議決権の数			決議の結果 (賛成率)
	賛成数	反対数	棄権数	
第1号議案	10,581個	11個	0個	可決 (95.15%)
第2号議案	10,586個	6個	0個	可決 (95.20%)
第3号議案				
山内 芳樹	10,580個	12個	0個	可決 (95.14%)
千田 諭	10,578個	14個	0個	可決 (95.13%)
高橋 秀一郎	10,577個	15個	0個	可決 (95.12%)
藤原 聡	10,579個	13個	0個	可決 (95.13%)
第4号議案				
外子浦 孝行	10,578個	14個	0個	可決 (95.13%)
沖本 友保	10,577個	15個	0個	可決 (95.12%)
能上 尚久	10,579個	13個	0個	可決 (95.13%)
石原 真弓	10,579個	13個	0個	可決 (95.13%)
第5号議案	10,566個	26個	0個	可決 (95.02%)
第6号議案	10,566個	26個	0個	可決 (95.02%)

- (注) 1. 第1号議案、第5号議案ならびに第6号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
3. 第3号議案ならびに第4号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の株主のうち、各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。